

逗子市耐震改修促進計画(案)

平成 年 月

逗 子 市

目 次

第 1 章 計画策定の目的.....	3
1. 計画策定の目的	3
2. 策定・改定に至るまでの経緯	3
3. 本計画の位置付け	4
4. 計画期間	4
5. 市と市民（建築物の所有者・管理者）の取り組み	4
第 2 章 想定される地震被害の規模.....	5
1. 県域内で想定される地震規模	5
2. 想定される地震被害	6
第 3 章 建築物の耐震化に関する目標設定.....	7
1. 本市の耐震化の対象となる建築物等	7
2. 本市の耐震化の現状	10
3. 耐震化の目標値の設定	18
第 4 章 建築物の耐震化を促進するための施策.....	22
1. 耐震改修等に係る基本的な取り組み方針	22
2. 耐震改修等の促進を図るための支援策	24
3. 耐震化に向けた環境の整備	27
4. その他の安全対策の推進	28
第 5 章 地震被害軽減に向けた市民等への意識啓発.....	29
1. ハザードマップの整備	29
2. 指導体制、普及・啓発等の強化	29
3. 地域住民等との連携による普及・啓発活動	30

第 1 章 計画策定の目的

1. 計画策定の目的

逗子市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」以下「促進法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、建築物の耐震化の向上に努め、本市における地震被害の軽減を図るために策定します。

2. 策定・改定に至るまでの経緯

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、想定外の大地震により多くの人命が奪われ、未曾有の被害をもたらした。その主たる原因は住宅・建築物の倒壊等によるものでした。国では、これらの教訓を踏まえ、促進法を制定した経緯があります。

その後においても、新潟県中越地震や中越沖地震、福岡県西方沖地震、岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらしました（東日本大震災）。このように、大地震はいつどこで起きても不思議ではない状況となっており、東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、その被害は甚大なものと想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

建築物の耐震改修については、国の中央防災会議において、全国の市町村等が積極的に取り組むべき「社会全体の緊急課題」と位置付けられ、さらに建築物の耐震化をより一層推進するために、促進法が平成 18 年 1 月に一部改正され、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修の実施が強く求められていることから、本市では、こうした経緯を踏まえ、建築物の耐震改修促進法の基本となる本計画を、平成 21 年 3 月に策定しました。

その後、国では住宅・建築物の耐震化が遅延していること、南海トラフの海溝型巨大地震、首都直下地震の切迫性を踏まえ、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の一層の促進が必要なことから、平成 25 年に促進法の一部改正を行いました。具体的には、不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物について、平成 27 年 12 月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことを法律で義務づけました。また、広域防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例などの促進策が設けられました。こうした動きを受けて、神奈川県耐震改修促進計画（以下、「県計画」という。）が平成 27 年 3 月に改定されました。

本市においても、前計画の計画期間の終了、促進法の改正及び県計画の改定を受けて、計画改定を行います。

3. 本計画の位置付け

耐震改修等の付帯的な取り組みのあり方については、国が「建築物の耐震改修等の促進を図るための基本的な方針（平成 25 年 10 月改正）」（以下「基本方針」という。）を定めたことにより、建築物の耐震改修等に関する基本的施策の方向性が明確に示されています。

本市では、これらの法令等に基づき、国、神奈川県（以下「県」という。）との連携に努め、地域の実情に応じた建築物の耐震化の促進に関する施策を立案し、建築物の耐震改修等を着実に推進するための指針となる計画として位置付けます。

さらに、本計画は、国や県の上位計画と本市規定の計画である「逗子市総合計画」「逗子市地域防災計画」等との整合を図りながら、本計画の策定に当たっています。

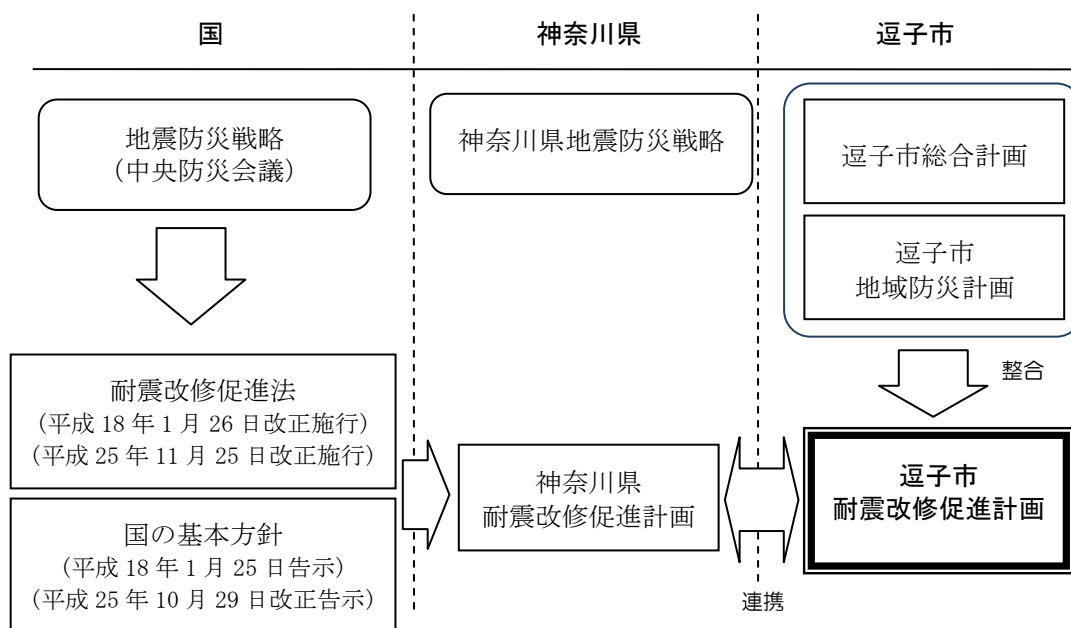


図 1-1 逗子市耐震改修促進計画の位置付け

4. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

また、社会情勢の変化や事業の進捗状況を勘案し、必要に応じて、適宜、目標や計画内容を見直します。

5. 市と市民（建築物の所有者・管理者）の取り組み

本市は、耐震性の劣る建築物を主な対象とし、その所有者・管理者等に対し耐震診断及び耐震改修の促進について、普及・啓発を図り、必要に応じて耐震診断や耐震改修の補助、意識啓発のための情報提供、その他の措置を講ずるよう努めます。

建築物の所有者又は管理者である市民においては、自己の責任において建築物の地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。

また、本市が所有・管理する公共建築物については、災害時の避難場所や拠点施設として活用されるもの等を優先的、計画的に耐震化に取り組むものとします。

第2章 想定される地震被害の規模

1. 県域内で想定される地震規模

神奈川県は、太平洋プレート、フィリピン海プレート、北米プレートが集中する地域に位置するため、地震の起こりやすい地域とされています。

本市では平成19年度及び平成20年度に県が実施した「神奈川県地震被害想定調査」の調査結果から、本市の人的、物的被害の大きい三浦半島断層群の地震、南関東地震及び事前予知が可能とされる東海地震を想定地震とします。

① 三浦半島断層群の地震

ア 震度

三浦半島断層帯を震源域とするマグニチュード7.2程度の地震で本市における想定地震動は震度7です。また、同断層群は、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価では国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震が発生する可能性の高いグループに属するとされています。

イ 被害

被害は市内全域におよび、人的被害は、死者130人、負傷者4,130人と想定されます。

建物の被害は、全壊棟数が9,260棟、半壊棟数が5,070棟と想定されます。

火災については、出火件数は20件、焼失棟数は1,250棟と想定されます。

② 南関東地震（大正関東地震の再来型）

ア 震度

相模トラフを震源域とするマグニチュード7.9程度の地震で、本市における想定地震動は震度7です。1,923年の大正関東地震の再来型で、今後100年から200年先には地震発生の可能性が高いとされています。

イ 被害

被害は市内全域におよび、人的被害は、死者150人、負傷者3,550人と想定されます。

建物の被害は、全壊棟数が7,680棟、半壊棟数が5,250棟と想定されます。

火災については、出火件数は20件と想定され、焼失棟数は1,900棟と想定されます。

③ 東海地震

ア 震度

駿河トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの地震で、国の地震防災戦略の対象とされている地震です。大規模地震対策特別措置法で地震発生の予知が可能とされている地震であり、その切迫性が指摘されています。

本市における想定地震動は震度5強です。

イ 被害

被害は市内全域におよび、人的被害は、死者0人、負傷者30人と想定されます。

建物の被害は、全壊棟数が40棟、半壊棟数が520棟と想定されます。

火災については、出火件数は0件、焼失棟数は10棟未満と想定されます。

2. 想定される地震被害

想定される地震被害は、次の表に示した内容となっています。設定条件は冬、平日、18時としています。

表 2-1 想定される地震被害

		三浦半島 断層群の地震	南関東地震	東海地震
マグニチュード		7.2	7.9	8.0
最大震度		7	7	5 強
最小震度		6 弱	6 強	4
人的被害	死者(人)	130	150	0
	負傷者(人)	4,130	3,550	30
建物被害	全壊棟数(棟)	9,260	7,680	40
	半壊棟数(棟)	5,070	5,250	520
火災	出火件数	20	20	0
	焼失件数	1,250	1,900	*

※：表中の「*」はわずか（計算上 0.5 以上 10 未満）計算上 0.5 未満は 0 とした。

※：建物被害の全壊・半壊棟数は焼失棟数のダブルカウントを処理した値である。

市内で想定される建物被害は、地震後にそのままでは使用できず、取り壊し及び大規模な補修工事が必要となる全壊棟数が最大で約 9,260 棟と想定されます。また、地震後も使用できるが、部分的あるいはかなりの補強工事を要する半壊棟数は最大で約 5,250 棟と想定されます。

このように想定される建築物の大規模な被害の軽減のためには、まず、住宅や多くの人が利用する建築物の耐震化を図る必要があります。また、想定される避難者の円滑な通行を妨げることのないよう、幹線道路の沿道における建築物の耐震化をあわせて考慮することが肝要となります。さらに、想定される出火・焼失の被害を軽減するために、危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物の耐震化を図ることが重要なポイントとなります。

第3章 建築物の耐震化に関する目標設定

1. 本市の耐震化の対象となる建築物等

(1) 対象となる建築物

市内の建築物のうち、耐震化の促進を図る対象となる建築物の実情を把握するため、下記の建築物のリストアップをします。

●住宅

市民の生命・財産を保護するため、戸建て住宅・共同住宅などの住宅の耐震化を促進します。

●特定既存耐震不適格建築物

一定規模以上の建築物で、主に新耐震基準(※1)導入以前に建築された、建築基準法を満たさない建築物の耐震化を促進します。

①多数の市民又は不特定多数の人々が利用する建築物

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

③緊急輸送道路などの防災上重要な道路の沿道の建築物

具体的な特定建築物の用途と規模は、表 3-3 に示すとおりです。

●公共建築物（特定既存耐震不適格建築物の要件を満たす市有建築物を対象）

公共建築物は、災害時の応急対策の活動拠点や避難所などの重要施設となり、多くの市民が集まることから、耐震化を積極的に推進します。

※1:新耐震基準とは、宮城県沖地震（昭和 53 年、マグニチュード 7.4）等の経験から、昭和 56 年 6 月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行された新たな規準のことを「新耐震基準」といいます。

特定既存耐震不適格建築物とは、促進法に定められた用途や規模を満たし、かつ、主に新耐震基準導入以前に建築された、建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物のことです。ただし、耐震化率(※2)の現状の把握に当たって、当該建築物に関して新耐震基準を満たしているか否かを判断する情報が得られないため、本計画では、定められた用途や規模を満たすもの全てを分類集計しますが、この場合、新耐震基準を満たしている建築物も含む意味で「特定建築物」と表記します。

※2:耐震化率とは、新耐震基準で建築された建築物と、新耐震基準施行前に建築された建築物のうち新耐震基準に適合するものの合計が全体に占める割合をいい、次の式で算出します。

$$\text{耐震化率（％）} P = \frac{A+B}{C} \times 100$$

A: 新耐震基準施行後に建築された建築物の棟数

B: 新耐震基準施行前に建築された建築物のうち、新耐震基準に適合する棟数

C: 全ての建築物の棟数

(2)新耐震基準と旧耐震基準との年次区分

本計画では、耐震関係規定に適合しないとみなして、特に耐震化を図る必要のある建築物として、次の理由により昭和 56 年以前に建築された建築物を対象に計画を策定します。

昭和 53 年の宮城県沖地震などの建物被害の状況を踏まえ、昭和 56 年 6 月に新しい建築基準法（耐震基準の抜本的な見直し／新耐震基準）が施行されましたが、これ以前の基準（旧耐震基準）で建築された建築物については、耐震性が確保されていないおそれがあります。

図 3-1 に示すように、阪神・淡路大震災においても、昭和 56 年以前に建築された建築物は相対的に多くの被害が見られました。このことから、昭和 56 年以前に建築された建築物を「旧耐震基準の建物」、耐震基準の抜本的な見直し後に建築された昭和 57 年以降の建築物を「新耐震基準の建物」と区分しています。

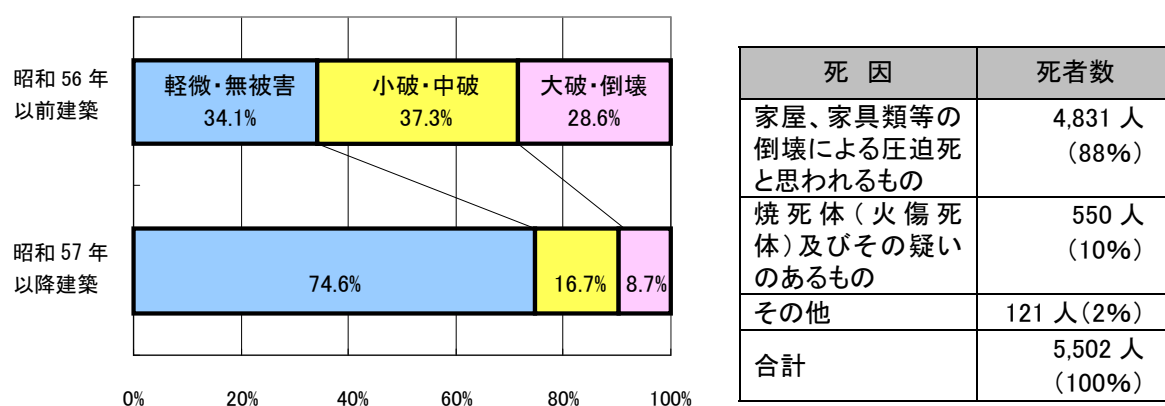


図 3-1 阪神・淡路大震災の建物被害、及び死因別死者数

（資料：（左図）「平成 7 年阪神・淡路大震災調査委員会中間報告」旧建設省、（右表）平成 7 年度版「警察白書」）

本計画では、建築物の建築時期を月単位まで明確に把握できないため、昭和 56 年中に建築された全てのものについて新耐震基準を満たさないものと把握し、昭和 56 年と昭和 57 年で旧基準と新基準の区分を行います。

本耐震改修促進計画において対象とする特定建築物の用途は、表 3-1 に示す 5 つの用途です。

表 3-1 耐震化促進の対象となる特定建築物の用途

法	用 途	
促進法 第14条 第1号	(1) 災害時の拠点となる建築物	市役所、警察署、消防署、幼稚園、小中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等で政令に定める規模以上のもの
		公共建築物
	(2) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊戯場、美術館、博物館、銀行等で政令に定める規模以上のもの
		公共建築物
	(3) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等で政令に定める規模以上のもの
		公共建築物
同第2号	(4) 危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物	特定の危険物の種類を一定数量以上、貯蔵または処理する用途に供する建築物として政令に定めるもの
		公共建築物
同第3号	(5) 円滑な避難を困難とする恐れのある建築物	県耐震改修促進計画で指定された緊急輸送道路、防災上重要な道路の沿道において、地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物として政令で定めるもの
		公共建築物
		民間建築物

2. 本市の耐震化の現状

(1) 住宅

住宅の耐震化率の現状と今後を見通すため、逗子市固定資産データ（平成 27 年 1 月 1 日）を用いて、住宅の耐震化率を推計した結果を示します。

平成 27 年 1 月の本市における住宅の現状を図 3-2 に示します。昭和 57 年以降の住宅が約 15,600 戸で 63.4%、昭和 56 年以前の住宅で耐震性があるものが約 2,800 戸で 11.4%、耐震改修済みが約 900 戸となっています。昭和 56 年以前に建築された耐震性が劣るものは約 5,300 棟で 21.5%となっています。

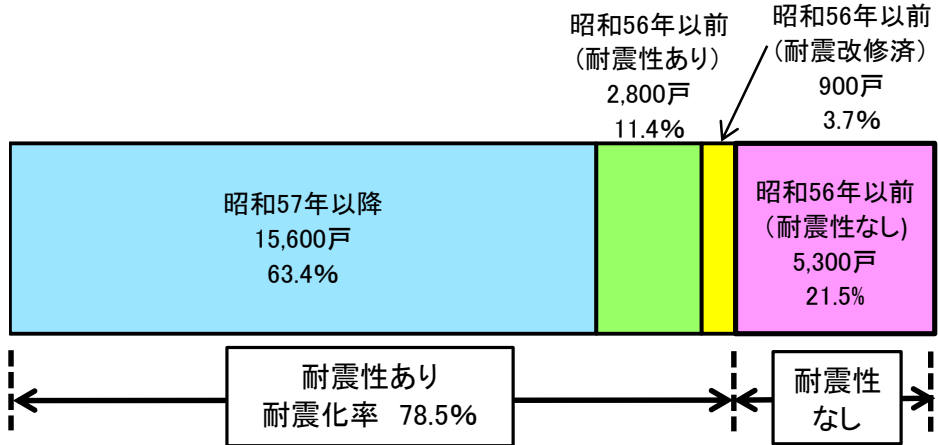


図 3-2 平成 27 年における住宅の現状

※昭和 56 年以前の住宅で耐震性のあるものの割合は、国の推計値（戸建て住宅 12%、共同住宅 76%）を用いています。

表 3-2 のとおり、本市における現状の住宅約 24,600 戸のうち、耐震性のあるものは約 19,300 戸で耐震化率 78.5%となっています。住宅区分ごとに耐震化率をみると、共同住宅では耐震化率 94.9%で耐震化率は 90%を超えています。一方、戸建て住宅では、耐震性のあるものは約 11,900 戸で耐震化率 70.8%であり、戸建て住宅の耐震化が大きな課題となっています。

表 3-2 平成 27 年における住宅の耐震化率と分類内訳

単位：戸

平成27年の 住宅状況	昭和57年 以降建築 ①	昭和56年以前建築			総数 ⑥=①+②	耐震性あり ⑦=①+③+④	耐震化率 (%) ⑦／⑥
		②	耐震性 あり ③	耐震改修 済み ④	耐震性 なし ⑤=②-③-④		
共同住宅	5,200	2,600			7,800	7,400	94.9
			2,000	200	400		
戸建て住宅	10,400	6,400			16,800	11,900	70.8
			800	700	4,900		
住宅全体	15,600	9,000			24,600	19,300	78.5
			2,800	900	5,300		

(2) 特定建築物

具体的な特定建築物の用途と規模要件は、表 3-3 に示すとおりです。

表 3-3 特定建築物等の用途・規模（耐震改修促進法第 14 条関連）

促進法	用途	特定既存耐震不適格建築物の規模要件
法第14条 第1号	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上
法第14条 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
法第14条 第3号	地震によって建築物が倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が高崎市耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

これらの用途と規模要件を満たし、かつ、主に新耐震基準導入以前に建築された、建築基準法の新耐震基準を満たさないものが特定既存耐震不適格建築物です。

ア 民間の特定建築物（促進法第 14 条第 1 号）

促進法で規定される規模要件を満たす民間の特定建築物を抽出した結果を図 3-3 に示します。昭和 57 年以降のものは 25 棟で 53.2%となっています。一方、昭和 56 年以前に建築されたもので、耐震性があるものは 10 棟、耐震性が劣るものは 12 棟で 25.5%となっていることから、これらの耐震改修の誘導が課題となっています。

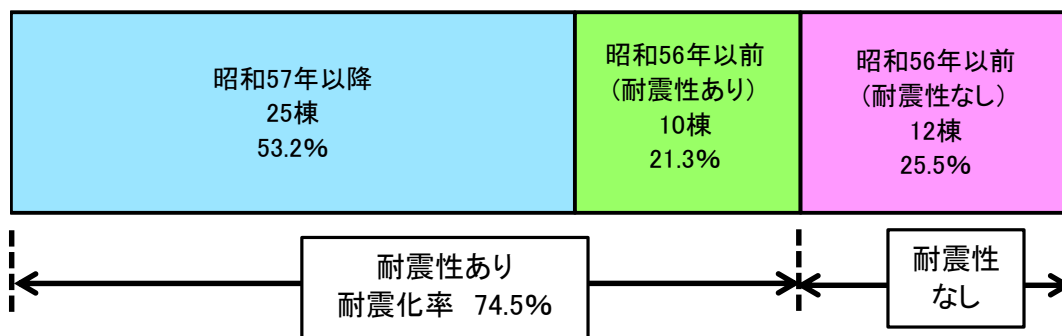


図 3-3 民間の特定建築物等の耐震化率の現状（平成 27 年）

イ 公共の特定建築物等（促進法第 14 条第 1 号）

規模要件を満たす市有の特定建築物を抽出した結果、図 3-4 に示すように、30 棟のうち耐震性のある施設は 29 棟で現状の耐震化率が 96.7%となっています。昭和 57 年以降のものは 19 棟で 63.3%です。また、昭和 56 年以前のもので耐震性がある施設が 10 棟で 33.3%です。耐震性のない施設は逗子市浄水管理センター処理棟の 1 棟で、平成 28 年以降の耐震改修工事が予定されています。

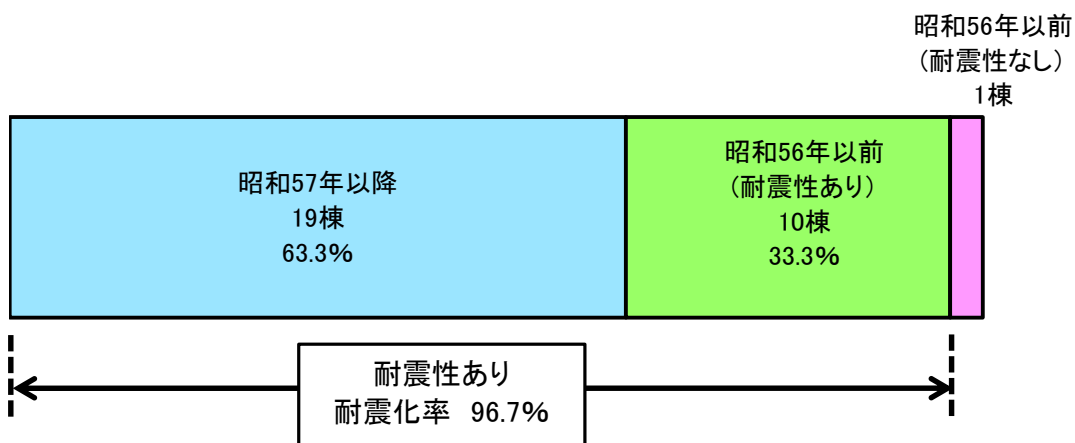


図 3-4 公共の特定建築物等の耐震化率の現状

ウ 危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物（促進法第 14 条第 2 号）

危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物に関しても、本市において、どのような建築物が存在していて、それらの耐震性がどの程度確保されているかを把握します。

危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物の要件は表 3-4 に示すとおりです。

表 3-4 危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物の要件

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他火薬を使用した火工品	10 t
その他爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④ マッチ	300 マッチトン（※）
⑤ 可燃性のガス（⑥及び⑦を除く。）	2 万 m ³
⑥ 圧縮ガス	20 万 m ³
⑦ 液化ガス	2, 000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20 t 劇物 200 t

（※）マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で 7, 200 個、約 120kg。

このような危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物の規模要件を満たすものを抽出した結果を図 3-5 に示します。昭和 57 年以降の耐震性ある建築物は 18 棟で、昭和 56 年以前のもので耐震改修済施設が 1 棟です。現状の耐震化率は 95.0% です。昭和 56 年以前に建築されたもので耐震性が不明のものは 1 棟であり、耐震診断及び耐震改修の必要があります。

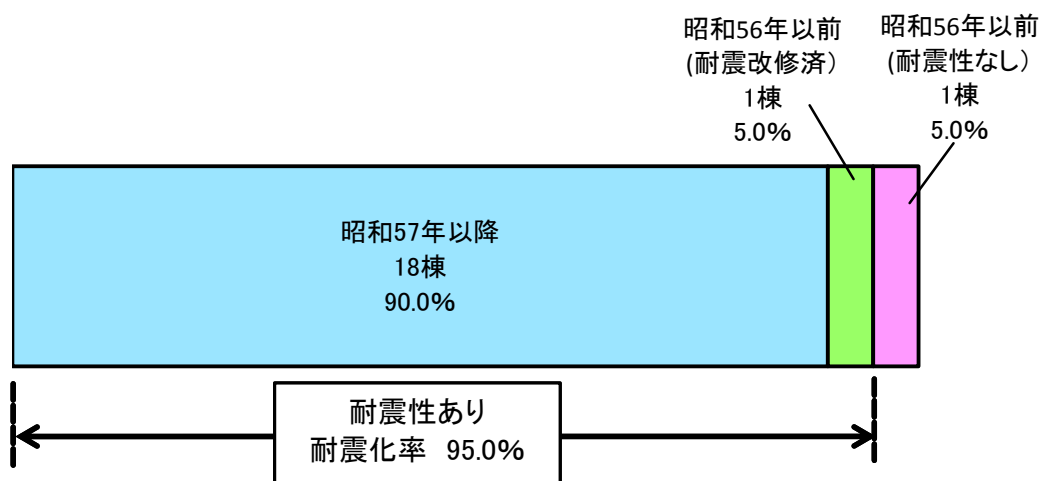


図 3-5 危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物の耐震化の現状（平成 27 年）

エ 防災上重要な道路を閉塞させるおそれのある沿道の特定建築物（促進法第 14 条第 3 号）

避難路等の防災上重要な道路の沿道において、地震が起こった際に道路を閉塞させて円滑な避難を妨げないように、沿道の建築物に着目し、該当する建築物が本市にどれくらい存在しており、それらの耐震性がどの程度確保されているかを把握する必要があります。

防災上重要な道路の沿道において、地震で建物が倒壊した際に円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物の要件を図 3-6 に示します。

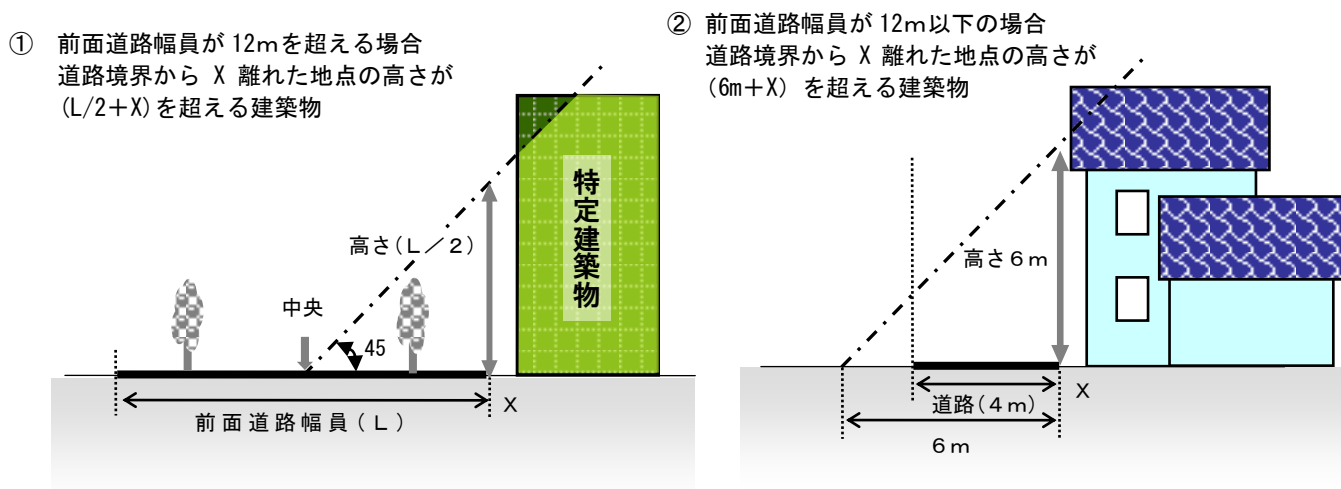
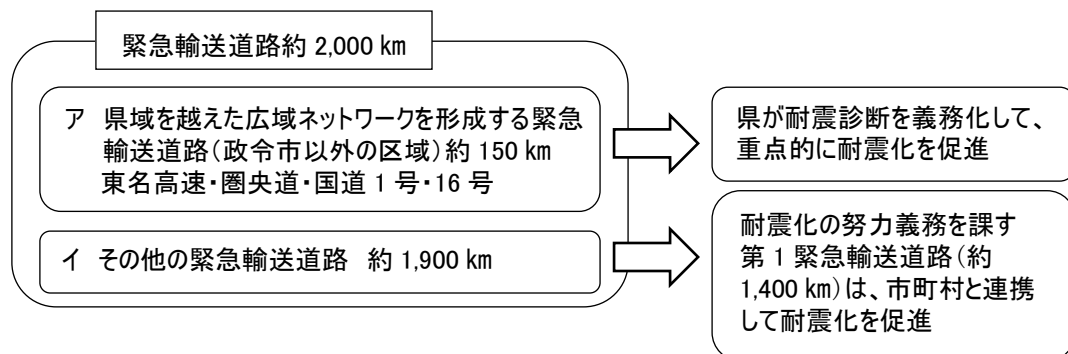


図 3-6 円滑な避難を困難とするおそれのある特定建築物の要件

県計画では、県地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路約 2,000 kmについて、次の通り耐震化を促進することとしています。



また、逗子市地域防災計画では、緊急輸送路や避難道路が緊急輸送道路として位置付けられています。地震時に多くの人が広域避難所への避難に利用すると想定される幹線道路から優先的に耐震化に取り組む必要がありますが、一方、幅員の比較的狭い生活道路にまで広げることにより、問題が過大となることも考えられます。

このことから、本計画では、神奈川県地域防災計画での「緊急交通路指定想定路線」と逗子市地域防災計画での第 1 次緊急輸送路を総合的に勘案し、地震時に通行確保すべき防災上重要な道路として、国道 134 号線、県道 24 号横須賀逗子線、県道 207 号森戸海岸線を防災上重要な道路として位置づけます。

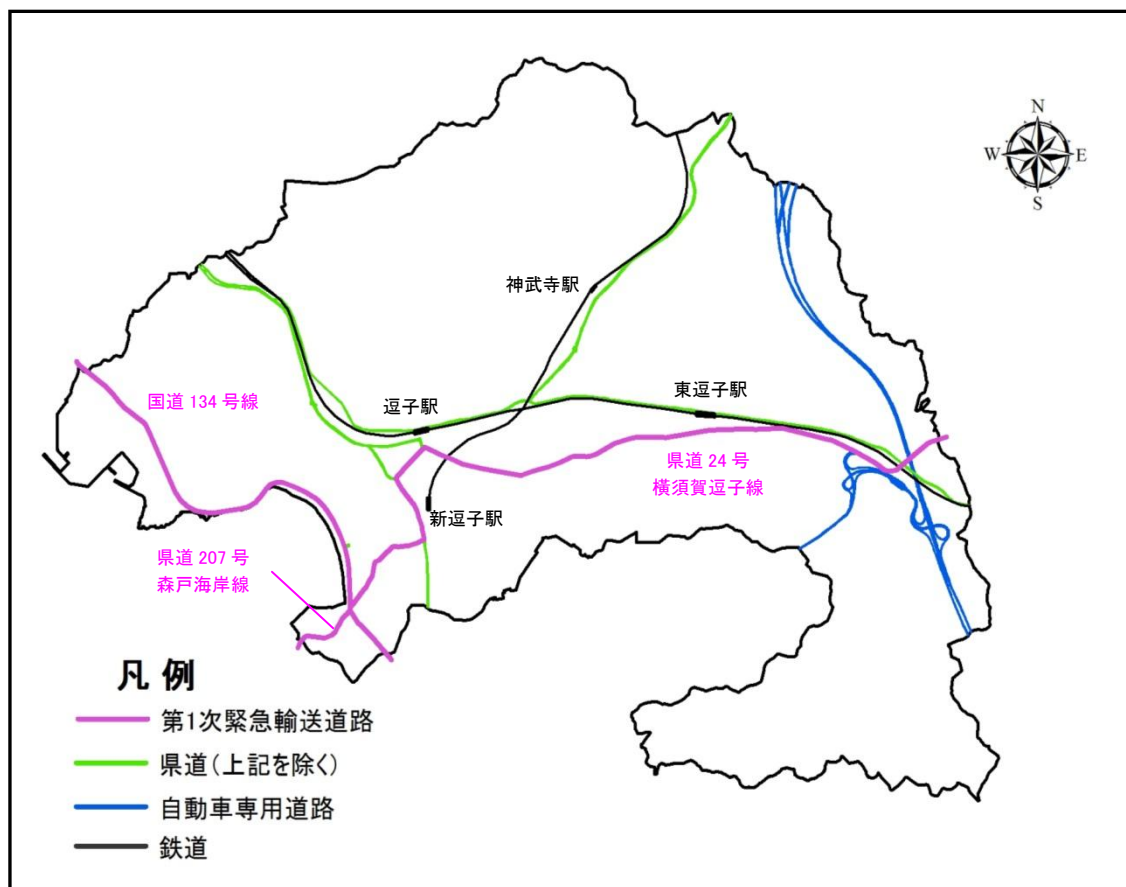


図 3-7 本計画で定める防災上重要な道路

本市における防災上重要な道路の沿道で円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物の要件を満たすものを抽出した結果を図 3-8 に示します。昭和 57 年以降の耐震性ありのものは 90 棟です。一方、昭和 56 年以前に建築されたものは 66 棟で、そのうち 2 棟が耐震改修工事を行っているなど耐震性があることから、耐震化率は 59.0% です。耐震性のない建築物は 64 棟となっていることから、これらの耐震診断及び耐震改修の促進が課題となっています。

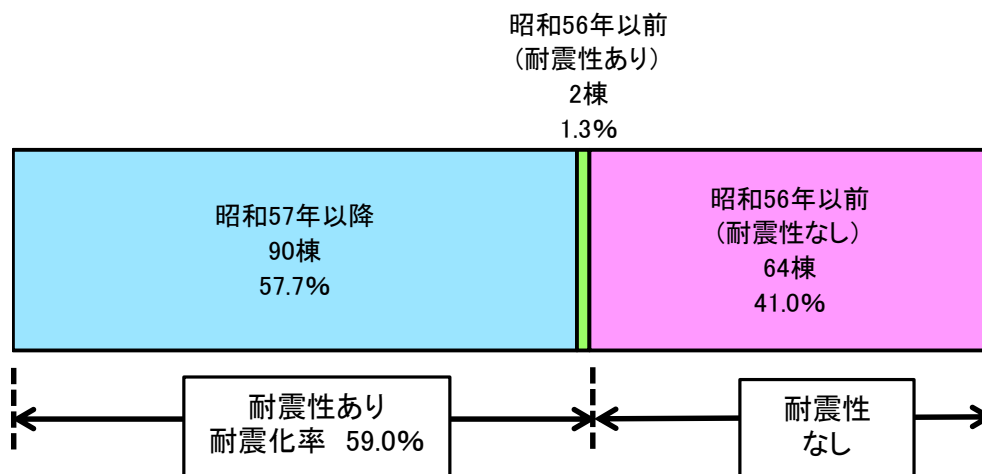


図 3-8 円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物等の耐震化の現状(平成 27 年)

以上のように本計画の対象となる特定建築物を集計した結果を表 3-5 に示します。

表 3-5 特定建築物等の耐震化率の現状と耐震化の目標総数（単位：棟）

促進法 第14条	昭和57年以降 建築物 ①	昭和56年以前建築物		建築物数 ④＝①＋②	耐震性あり 建築物 ⑤＝①＋③	現状 耐震化率 (%) ⑤／④
		②	うち耐震性あり ③			
第1号 災害拠点 多数利用	44	33		77	64	83.1
		20				
第2号 危険物用途	18	2		20	19	95.0
		1				
第3号 通行妨げ 避難困難	90	66		156	92	59.0
		2				
計	152	101		253	175	69.2
		23				

このように、平成 27 年において、公共・民間をあわせた本市の特定建築物における耐震化率の現状は、災害時拠点や多数の人が利用する特定建築物等では 83.1%となっています。また、危険物の貯蔵場・処理場の用に供する建築物の耐震化率は 95.0%となっています。さらに、防災上重要な道路の沿道で円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物の耐震化率は 59.0%となっています。

3. 耐震化の目標値の設定

対象となる住宅、特定建築物の耐震化の目標設定にあたっては、国の基本的な方針と県の目標設定などの上位計画と整合を図り、設定するものとします。

平成 25 年 10 月における国土交通省の基本的な方針では、住宅については平成 32 年度までに少なくとも 95%とすることを目標としています。また、県では、平成 20 年度の耐震化率が 86%であることを背景として、耐震化率 95%を目標としています。

こうしたことから、本市においても住宅の耐震化率の目標を 95%とします。

また、特定建築物については、県において特定建築物全体としての耐震化率 95%を目標としています。本市でも、現状の耐震化率を用途別に見ながら、平成 32 年度までに特定建築物全体としての耐震化率を 95%とすることを目標とします。

(1) 住宅の耐震化に関する目標値の設定と課題

表 3-2 で示したように、共同住宅については現状で耐震化率 94.9%であり、国の目標水準にほぼ達成しています。一方、戸建て住宅は現状の耐震化率が 70.8%となっており、その耐震化率の向上が問題となっています。

耐震化率 95%の目標達成のためには、施策誘導戸数約 2,900 戸の戸建て住宅の耐震改修を促進するとともに、耐震性の劣る残りの住宅約 900 戸についても継続的に耐震化を図ることが課題となっています。

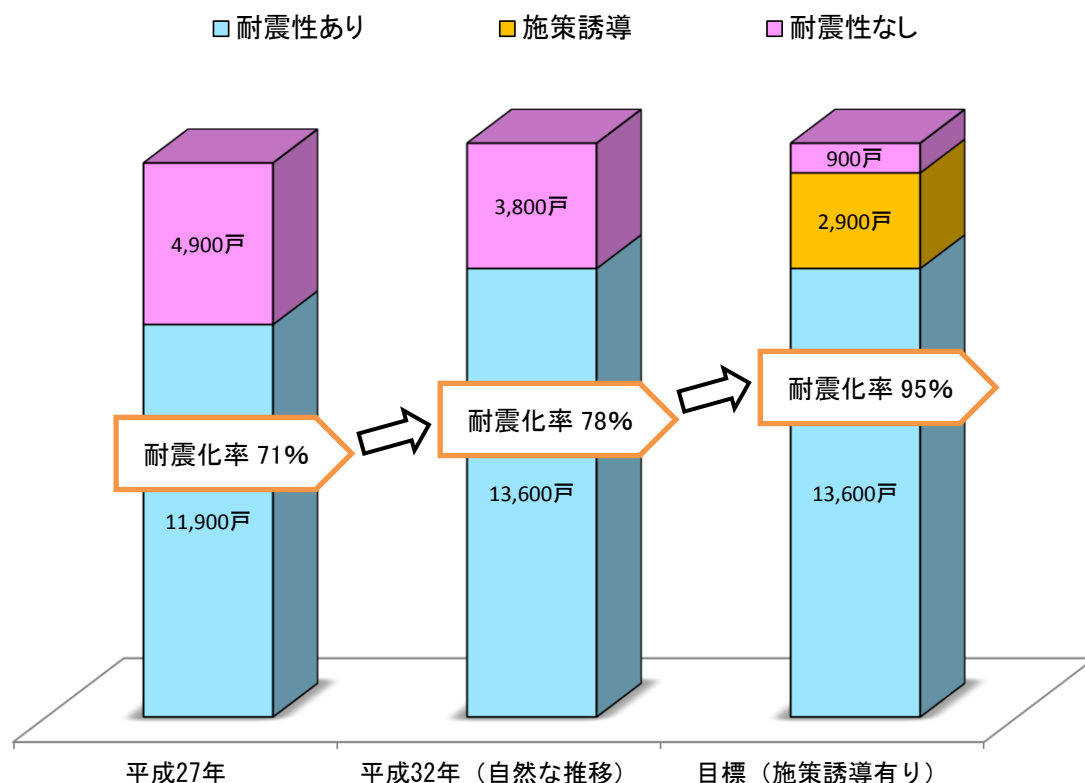


図 3-9 本市における戸建て住宅の耐震化率の推移

本市の住宅の耐震化率は共同住宅よりも戸建て住宅において、相対的に耐震化率が低い状況にあることから、木造住宅に対して「簡易耐震診断」、「一般耐震診断」、「耐震補強工事（耐震設計、工事監理を含む）」、「耐震シェルター等の設置」を行う場合、その費用の一部を補助しています。

表 3-6 逗子市の木造住宅耐震診断・耐震補強工事等補助実績

(件数)

年度	簡易耐震診断	一般耐震診断	耐震補強工事	耐震シェルター等設置工事
16	6 (2)			
17	24 (6)			
18	17 (1)			
19	33 (1)	10 (0)	1	
20	15 (1)	12 (0)	11	
21	21 (0)	14 (0)	6	
22	12 (0)	7 (0)	8	
23	33 (0)	33 (0)	9	
24	1 (0)	23 (1)	17	0
25	0 (0)	24 (1)	14	1
26	1 (0)	10 (0)	4	0

* () の数値は、診断の評価結果が、1 以上（一応倒壊しない）となった件数。

* 平成 19 年度から 23 年度までは、一般診断の補助を希望する者は必ず簡易診断を行うこととされていた。平成 24 年度、補助要綱の改正により簡易診断を行わずに一般診断を行った者についても補助対象とした。

耐震化が進まない要因としては、旧耐震住宅の所有者は高齢者が多いことが予想され、耐震改修に係る費用負担が課題となっています。また、賃貸住宅(アパート)では、耐震改修に係る費用負担の他、建替え検討のための耐震化の先送り、入居者の問題等も課題となっています。

その他、すぐには大地震は来ないだろう、地震が来ても自分が住んでいる住宅は問題ないだろうというように、住宅の耐震化を自分の問題として捉えていないことも耐震化の課題となっており、地震や耐震化に関する一層の周知啓発が重要となっています。

(2) 特定建築物の耐震化に関する目標値の設定と課題

表 3-5 の結果を踏まえ、本市の特定建築物の耐震改修促進の目標は、用途別に公共・民間それぞれについて、次のように設定します。

- **促進法第 14 条第 1 号に該当する特定建築物**

災害時拠点となる建築物では既に耐震化率 100%を達成しています。

不特定多数の人が利用する建築物では公共で 100%、民間で 90%を目指します。

特定多数の人が利用する建築物では、公共で 100%、民間で 84%を目指します。

促進法第 14 条第 1 号に該当する特定建築物で、災害時の拠点となる学校等の建築物の耐震化は完了していますが、民間の店舗、事務所、賃貸住宅等の耐震化が遅れており、耐震性のないものが 13 棟あります。

建物所有者に対して耐震化を行うように働きかける必要があります。

- **促進法第 14 条第 2 号に該当する特定建築物**

危険物の用途に供する建築物においては、95%を目指します。

促進法第 14 条第 2 号に該当する特定建築物で、耐震性のないものが 1 棟あります。災害時の火災等を防ぐためにも耐震化を進める必要があります。

- **促進法第 14 条第 3 号に該当する特定建築物**

多数の者の避難を妨げる恐れのある建築物においては、95%を目指します。

国道 134 号線、県道 24 号横須賀逗子線、県道 207 号森戸海岸線には、耐震性に不安のある建築物が 64 棟あります。災害時の安全な避難路や輸送路を確保するためにも、これらの建築物所有者に対しては、県と連携を図り、耐震診断・耐震改修工事を進めるように働きかける必要があります。

(※ここで、民間建築物の目標は現状の耐震化率が相対的に低いため、実情を踏まえた設定としています。)

これらのそれぞれの用途において目標を達成することによって、特定建築物全体として 95%の耐震化率を実現することが可能となります。表 3-7 に、特定建築物の耐震化率の現状と用途別の目標を詳しく示します。

表 3-7 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の用途別の目標（単位：棟）

特定建築物			昭和57年 以降建築物 (棟)	昭和56年 以前建築物 (棟)	建築物数 (棟)	耐震あり 建築物数 (棟)	現状 耐震化率 (%)	目標 耐震化率 (%)	必要量 (棟)
法	用途		①	②	③=①+②	④	④/③		
促進法 第14条 第1号	(1) 災害時の 拠点となる 建築物	市役所、消防署、幼稚園、小中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	21	17	38	38	100.0	100%	0
		公共建築物	10	8	18	18	100.0	100%	0
		民間建築物	11	9	20	20	100.0	100%	0
	(2) 不特定 多数の者 が利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル旅館、遊技場、銀行等	11	8	19	14	73.7	94%	4
		公共建築物	5	3	8	7	87.5	100%	1
		民間建築物	6	5	11	7	63.6	90%	3
	(3) 特定多 数の者が 利用する建 築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、事務所、工場等	12	8	20	12	60.0	87%	5
		公共建築物	4	0	4	4	100.0	100%	0
		民間建築物	8	8	16	8	50.0	84%	5
	計		44	33	77	64	83.1	95%	9
		公共建築物	19	11	30	29	96.7	100%	1
		民間建築物	25	22	47	35	74.5	92%	8
同第2号	(4) 危険物の 用途に 供する建 築物	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	18	2	20	19	95.0	95%	1
		公共建築物	0	1	1	1	100.0		0
		民間建築物	18	1	19	18	94.7		1
同第3号	(5) 多数の 者の避難を 妨げる恐れ のある建 築物	地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物	90	66	156	92	59.0	95%	56
		公共建築物	0	1	1	1	100.0	100%	
		民間建築物	90	65	155	91	58.7	95%	56
合計			152	101	253	175	69.2	95%	67
		公共建築物	19	13	32	31	96.9	100%	1
		民間建築物	133	88	221	144	65.2	95%	66

(3) 市有の公共建築物の耐震化の目標値の設定と課題

現在、市有建築物全体の耐震化率は 96.9%であり、昭和 56 年以前に建設された逗子市浄水管理センター（処理棟）については既に耐震診断を実施し、耐震性が不足したため、平成 28 年度以降順次、耐震改修を実施する予定です。

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1. 耐震改修等に係る基本的な取り組み方針

(1) 本市での役割分担について

本市の建築物の耐震化の現状は、市内に地域ぐるみの自主防災組織が立ち上がっているものの、大地震の発生が切迫した問題と意識されていない傾向にあり、市民等への防災意識等の普及・啓発活動が大きな課題となっています。また、戸建て住宅等の耐震化の工事を行う場合には、費用負担が大きいことから、耐震改修等が進んでいない状況にあります。

今後、本市の耐震化の促進にあたっては、これらの諸課題を踏まえ、建築物の所有者、市、関係機関・団体等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組むことが解決の大きな糸口となります。

戸建て住宅や特定建築物等の具体的な耐震化を進めるにあたっては、まず所有者自身が、建築物の耐震化の必要性や防災対策の重要性を自らの問題として認識し、かつ、地域住民等の自助努力により地域の課題として取り組むことが基本となります。

また、市民からの耐震化に関する各種の相談業務等に適切に対処できる受け入れ体制等を整備するためには、耐震改修等の技術を有する専門技術者の養成をはじめ、建築士や建築業者等との連携強化を図りながら、耐震化の促進に努める必要があります。

なお、本市は住民に最も身近な自治体として、地域の実状に即し、建築物の所有者が耐震改修を行いやすい環境を整えるため、所有者の負担軽減の支援策など必要な施策を検討するとともに、県や関係機関・団体等と連携を図りながら耐震化の促進にあたるものとします。

(2) 本市の特定建築物及び住宅に関する耐震化の基本的な取り組み方針

本市における特定建築物及び住宅に耐震化に関する諸課題の解決を図るため、次のとおり基本的な取り組み方針を掲げます。

ア 震災時の防災拠点となる市有公共建築物の耐震化の取り組み方針

本市の防災拠点となる市有公共建築物については、ほとんどの施設の耐震化が完了しました。耐震改修が未実施の施設については、震災時にも市民生活において重要な施設であることから、計画的に耐震化の促進を図ることとします。

イ 市民等が利用する特定建築物の耐震化の取り組み方針

多くの人々が利用する施設の震災による人的被害を軽減するため、物品販売業を営む店舗、旅館、事務所、賃貸住宅等を対象に、耐震化の必要性について周知・啓発を図ります。特に不特定多数の人が利用する店舗等は優先的に耐震化を図る必要があるため、積極的な耐震化の普及・啓発を実施します。

ウ 戸建て住宅の耐震化の取り組み方針

震災時に戸建て住宅に住む市民の人的被害と物的被害を軽減するために、昭和 56 年以前に建築された旧耐震基準の戸建て住宅を対象に、その所有者の意識啓発に努めるとともに、耐震診断・耐震補強工事等の補助制度を継続実施し、耐震改修等の促進を支援していきます。

エ 防災上重要な道路沿線で避難を妨げるおそれのある特定建築物の耐震化の取り組み方針

災害時における円滑な避難・救急・消防活動及び避難者への緊急物資等の輸送路を確保するため、県が指定する緊急輸送道路など防災上重要な道路を対象に、その沿道の建築物の倒壊により道路を塞ぐおそれのある建築物について、その現状把握と所有者の防災意識を啓発するとともに、新たな補助制度の創設を図るとともに、県等の関係機関と連携した助言・指導等を行い、耐震化の促進を図っていきます。

逗子市地域防災計画で第 1 次緊急輸送道路に指定されている国道 134 号線、県道 24 号横須賀逗子線、県道 207 号森戸海岸線の耐震化を優先し、第 1 次緊急輸送道路の耐震化が完了した後は、第 2 次緊急輸送道路に指定されている県道 311 号鎌倉葉山線の沿道建築物の耐震化を推進することとします。

2. 耐震改修等の促進を図るための支援策

建築物の所有者に対し、耐震改修等にかかる税制上の優遇措置や現行の補助制度等を紹介するなど、建築物の耐震化に向けた耐震改修等の普及・啓発に積極的に取り組みます。

(1) 耐震改修促進の助成方策

ア 木造住宅の耐震診断・耐震補強工事等の補助制度の継続実施

本市では、木造住宅の耐震化を図り震災に強いまちづくりを推進するため、耐震診断・耐震補強工事に係る費用の一部を補助する制度を設置しています。現在、戸建て住宅の耐震化率が低い状況から、今後も、木造住宅の所有者が耐震診断と耐震補強工事を行う際の費用負担の軽減の支援を通じて、住宅の耐震改修促進を図っていきます。

表 4-1 木造住宅の耐震診断・耐震補強工事等補助制度の概要

項 目	制度の概要
補助条件	①1981 年(昭和 56 年)5 月 31 日以前に建築確認を得て着工された 2 階建て以下の戸建て木造住宅(居住部分が床面積の 1/2 以上の兼用住宅を含む)であること ②申請者が市内に住所を有し、対象となる建築物を所有し、現に居住していること ③申請者が市税を滞納していないこと
耐震化補助内容	【簡易耐震診断】(平成 16 年度から実施) ・ 内容: 図面と現地目視で行う診断 ・ 補助: 費用 2 万円のうち、1 万 5 千円 【一般耐震診断】(平成 19 年 10 月から実施) ・ 内容: 図面と現場を照合し、建物の傾きや腐食、天井裏や床下の状況などの調査による診断 ・ 補助: 費用 7 万円のうち、4 万円
	【耐震補強工事等】(平成 19 年 10 月から実施) ・ 内容: 一般耐震診断の総合評点 1.0 未満(地震で倒壊する危険性が高い)と診断された木造住宅を 1.0 以上に補強する工事 ・ 補助: 費用の 1/2(上限 50 万円)
	【耐震シェルター】(平成 24 年 4 月から実施) ・ 簡易耐震又は一般耐震診断の総合評点 1.0 未満と診断された木造住宅において、耐震シェルター等の設置を行う工事 ・ 補助: 費用の 1/2 (上限 25 万円)

注) 補助制度を受けるためには、事前に申請など手続が必要です。契約前に必ず市へご相談ください。

イ 沿道特定建築物の耐震診断の補助の検討

本計画で位置づけられた沿道にある特定建築物の所有者が耐震診断を行う場合に、その費用の一部を補助する制度を平成 28 年 4 月以降の実施をめざし準備を進めます。

表 4-2 沿道特定建築物の耐震診断補助制度（案）

項 目	制度の概要
補助条件	本計画において位置づけられた道路沿いの建築物の所有者で次の条件のいずれにも該当するもの。 ①1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に建築確認を得て着工された建築物。 ②促進法第 14 条第 3 号に規定する建築物。 ③所有者が市税を滞納していないもの。 ＊当該建築物が分譲型共同住宅の場合、住民総会等において耐震診断の実施に係る決議がされていること。
補助内容	耐震診断に要した費用の額（延べ面積に 1 平方メートルにつき 2,060 円を乗じた額を超えるときは、当該額）に 3 分の 2 を乗じて得た額。 ただし、1 棟 120 万円を上限とする。

（2）税の特例措置の紹介

耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、住宅の耐震改修に関する税の特例措置を紹介し、その活用を促していきます。

表 4-3 耐震改修における所得税及び固定資産税の特例措置

税制概要	耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するための税の特例措置（住宅に係る耐震改修促進税制、注 1）
対象区域	地域住宅計画の区域、耐震改修促進計画の区域等
所得税の特例措置	平成 29 年 12 月末日までに耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられる場合があります。
固定資産税の特例措置	平成 27 年 12 月末日までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられる場合があります。 ※対象となる工事の完了期限を平成 30 年 3 月末日まで延長することが検討されています。

注 1）特例措置の対象となる家屋の条件があります。

(3) 各種認定制度等による耐震化促進

平成 25 年の促進法の改正では、建築物の耐震改修の促進策が複数設けられました。本市では県と連携して、これら耐震改修促進法の各種認定制度を活用して建築物の耐震化を促進していきます。

ア 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和（促進法第 17 条）

これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用できない耐震改修工法がありました。

今後、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率、建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が図れます。

イ 建築物の地震に対する安全性の表示制度（促進法第 22 条）

建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示できます。

ウ 区分所有建築物の議決要件の緩和（3/4→1/2）（促進法第 25 条）

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議について、3/4 以上から 1/2 超（過半数）に緩和されます。

3. 耐震化に向けた環境の整備

(1) 関係機関・団体等との連携による講習会等の実施

県や神奈川県建築士協会等と連携し、耐震改修の促進に必要な専門知識や技術向上を図るための講習会等を実施し、市内の耐震改修等を行う建築業者の技術力の維持向上に努めます。また、防災週間や市内イベント行事などの機会を活用し、本市の自主防災組織と連携し、講演会等の開催により、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、教育関係機関との連携による小中学校の児童生徒などへの防災教育の普及を図り、家庭での意識啓発についても推進を図っていきます。

(2) 特定既存耐震不適格建築物所有者への耐震情報の周知及び助言

特定既存耐震不適格建築物の所有者が計画的に耐震改修等を行えるよう、耐震化に必要な情報の提供に努めるとともに、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に働きかけます。

(3) 自主防災組織等との連携

耐震改修の促進は、地域における耐震化の意識を高めることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域で組織された自主防災組織により共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織等との連携を図り、建築物の耐震改修の促進に取り組みます。

4. その他の安全対策の推進

(1) 家具等の固定による転倒防止対策

屋内の家具や棚等が、地震の揺れにより転倒することにより、多数の死傷者が発生することを防止するため、家具や棚等の固定を行う方法を紹介し、自助努力による安全対策を支援していきます。

(2) ブロック塀等の倒壊防止対策

地震発生時には、倒壊したブロック塀や擁壁の下敷きになり、多くの死傷者が発生することが危惧されています。自主防災組織等と連携し、子供が通行する通学路などを重点的に、危険箇所の把握・指導を行っており、今後も引き続きこれらの施策を推進していきます。

(3) 居室・寝室などの部分的な耐震性に関する防災用具等の活用

屋内の一部の居室や主な居住空間の安全性を応急確報することが人的被害の抑制に効果的です。本市では耐震シェルターの設置費用の補助を行っており、引き続き制度の周知に努めます。

(4) 窓ガラスの飛散防止・屋外看板及び大規模空間の天井落下等の防止対策

これまで国内で発生した大地震では、オフィスビルの窓ガラスが落下し通行人に負傷が出るなどの被害が出ています。また、スポーツ施設の天井が落下し多数の利用者が負傷したり、ビルや店舗等の屋外に取り付けてある看板や外壁タイルの落下事故も出ております。

これらの震災の教訓を踏まえ、危険が想定される箇所に対しては、防止対策を行うよう啓発・指導等を行っていきます。

(5) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減

大規模地震により緊急輸送路を閉塞するなど、社会的に重大な被害が起こり得る土砂災害から住宅市街地を保全するため、県等の関係機関と協力し、対策に努めます。

(6) 宅地の液状化対策

これまで発生した大地震では、液状化の被害が発生しているため、県と連携して、液状化が起こりやすい土地の判定方法や建築物の液状化対策工法等の情報提供についても検討します。

(7) 盛土造成地の地盤対策

県が作成した、一定規模以上の盛土造成地の位置を示した「大規模盛土造成地マップ」を用いて、大規模盛土造成地の周知と防災意識の向上を図ります。また、県と連携して現地調査等を行い、当該造成地の危険性が高い場合には、土地所有者に防災工事の実施等を促して、大規模盛土造成地の地震時における安全性の向上を図ります。

第5章 地震被害軽減に向けた市民等への意識啓発

1. ハザードマップの整備

本市では、津波避難施設や避難場所を記した津波ハザードマップや、大雨の時の避難所を記した土砂災害ハザードマップを作成して公表しています。また、地震への備えに関する情報、災害情報、防災に関するイベントやセミナーについても情報提供を行っています。防災情報と併せて、建築物の耐震化に関する情報提供を行い、住宅・建築物等の耐震化への更なる意識啓発を図っていきます。

2. 指導体制、普及・啓発等の強化

建築士や建築業者などの民間の専門家との連携強化に努め、公共と民間の協働により、耐震改修等の助言・指導や各種補助事業の紹介などのほか、市民からの耐震化の建築相談にも応じることができるよう相談・指導体制の強化に向けて整備を進めています。

(1) 広報誌やホームページによる耐震化の普及・啓発活動

広報誌やホームページを効果的に活用し、耐震改修等にかかる情報提供や耐震化の重要性などの普及・啓発活動の取り組みを行っています。

今後は、耐震化が特に必要な地域について、チラシの配布を行うなどの積極的な普及・啓発活動を行い、市民の理解と協力を求めています。

(2) 講習会やシンポジウム等の開催による防災教育

耐震化の目的意識を高めるため、防災に関するイベントやセミナーと連携して、震災教育を継承する防災教育の推進や、住宅の耐震改修や防災用具等の活用の事例紹介等を行い、市民の意識啓発と防災知識の普及を図っていきます。

(3) リフォームにあわせて耐震改修の誘導促進

建築業者や神奈川県建築士事務所協会等と連携し、広報誌やホームページを活用して、低コストで良質な耐震改修法の事例を紹介するなど、市民等へ知識の普及・啓発に努めながら、リフォームにあわせた耐震改修の促進誘導を図っていきます。

3. 地域住民等との連携による普及・啓発活動

(1) 自主防災組織の加入率の向上と意識啓発

逗子市総合計画では、災害に強い安全な地域社会をつくり、市民自らが自分のことは自分で守れるまちづくりをめざし、自主防災組織加入の取り組みについて組織加入率を80%に高める目標を掲げています。平成27年11月1日現在の組織加入率は74.1%となっており、70団体が組織されています。

今後も、自主防災組織の加入率を高めるとともに、耐震化の普及・啓発活動についても自主防災組織との連携を図り、防災訓練等を通して、地震被害の軽減に向けて取り組んでいきます。

表 5-1 本市の自主防災組織（世帯加入率 平成27年11月1日現在）

地域	区分	組織数	加入世帯数 (世帯) (A)	地域別世帯数 (世帯) (B)	対世帯加入率 (%) (A) / (B) × 100
逗子		12	1,783	2,875	62.0
桜山		12	2,740	4,493	61.0
沼間		17	3,471	3,896	89.1
池子		8	2,016	2,508	80.4
山の根		3	897	1,224	73.3
久木		2	2,931	3,922	74.7
小坪		12	3,095	3,588	86.3
新宿		4	1,077	1,806	59.6
計		70	18,010	24,312	74.1

(2) 災害ボランティア活動円滑化のための関係機関との連携

地震時に災害ボランティア活動を効率よく展開し、円滑な受け入れ体制が整うよう、平常時から市、逗子市社会福祉協議会、逗子災害ボランティアネットワーク等と連携し、地震に備えた事前対策の充実を図っていきます。

逗子市耐震改修促進計画

発 行 逗子市（平成28年3月）
〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号
逗子市 環境都市部 まちづくり課
TEL 046-873-1111（代表）
FAX 046-873-4520
E-mail machi@city.zushi.kanagawa.jp